

会議の名称	令和4年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年8月25日(木) 午後2時から 午後2時55分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第38号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(2) 第39号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)</li> <li>(3) 第40号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(4) 第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(6) 報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第40号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(9) 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(10) 報告第42号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年第8回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和4年第8回本庄市農業委員会総会議案</li> </ol>

	3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第8回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。まだまだ、新型コロナウイルスが蔓延しつつあります。本庄市内でも感染者が少なくない状況でありますので、4回目のワクチン接種を積極的に受けていただければと思います。副反応の事もあって若い人はワクチン接種に慎重になっていると聞きますが、若い人から高齢者にうつすことにもなり兼ねないので、みなさんもそれぞれ気を付けていただきたいと思います。</p> <p>それと、遅くなりましたが農地パトロールについては暑い中での現地調査を進めていただいてありがとうございました。</p> <p>それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の間正始委員、農地利用最適化推進委員の新井明夫委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、3番金井委員、4番福島公博委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第38号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第38号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第38号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、2ページから4ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、6件です。田5筆及び畑14筆の面積合計1万9,909平方メートルの利用権設定でございます。次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、農業委員の福島公博委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（退席後）</p> <p>第38号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>す。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第38号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第38号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。福島委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第39号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第39号議案をご説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第39号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。</p> <p>配分計画案につきましては、6ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田2筆及び畑1筆、面積合計で、5,530平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」などの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第39号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第39号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第39号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第40号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第40号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第40号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容をご説明いたしますので、8ページを御覧ください。申請件数は、2件でございます。計画変更申請の内容を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請件数は、2件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1の計画変更申請内容を説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆です。昭和62年12月23日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、9ページをご覧ください。今回、転用目的については、当初計画及び変更計画とも、自己用住宅用地であり変更はありません。計画変更する理由については、当初の計画者が、自己用住宅の建設として転用する予定でしたが、工事請負業者と建築資金の条件が折り合わず、予定していた計画が進められなくなったとのことです。そこで、今後の土地利用について検討していたところ、今回の計画の話があったために、計画変更申請に至ったものでございます。なお、本議案の転用許可については、先月の総会にてすでにご審議いただき、許可相当として議決をいただいておりますので、本計画変更のご承認をいただいた後に県知事に意見書を送付することとしております。</p> <p>次に、整理番号2の計画変更申請内容を説明いたしますので、8ページをご覧ください。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆です。昭和48年7月10日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、10ページをご覧ください。計画変更申請の内容ですが、当初は、貸住宅用地としての転用許可でしたが、今回、当初計画地の一部を自己用住宅用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、約2,091平方メートルを貸住宅用地として転用し、当該地の南側については計画を進め現在は宅地になっておりますが、北側は未着手の状態です。</p>

	<p>当初計画者は、現在、宅地開発事業から撤退しており、当初の計画をこれ以上進めることが難しい状況であったところ、今回の計画の話があったため、未着手となっている一部を分筆し、今回の計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第41号議案の整理番号10で、ご審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第40号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第40号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第41号議案をご説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。</p> <p>第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、12ページ及び13ページをご覧ください。申請件数は、所有権移転10件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号10までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考え</p>

	ます。以上でございます。
議長	整理番号1についてですが、本日、間正委員が欠席ですので、同じ担当地区の清水推進委員から報告をお願いいたします。
清水推進委員	<p>間正委員に代わりまして、清水が報告させていただきます。</p> <p>8月19日午後4時頃、福田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書14ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は十二天橋から、南西約250mに位置しております。受人が事業を展開する工場のすぐ東側に隣接しております。恐れ入りますが、議案書12ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は駐車場の敷地拡張となります。受人は主に食用油の製造販売を行っております。児玉町秋山にある関東工場では、こめ油の原料となる米ぬかから原油を抽出する工場として稼働しています。</p> <p>現在の従業員と来客用の駐車場は、米ぬかの搬入、米油の出荷をするトラックと併存している状況です。このため、大型車両が頻繁に出入りしており、危険な状態が続いていたため、申請地を新たに従業員・来客用駐車場として利用したいとのことです。また、現在、駐車場として利用している場所は、大型車両専用駐車場と資材置場として利用する予定です。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、障害者福祉施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、15ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、岡芹委員から報告をお願いいたします。

岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。8月22日午前10時10分ごろから荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書15ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、今井地内の金鑽神社から北へ50mほど進んだ位置です。周辺の状況は、東側は主要道路に接し、南北は住宅、西側は農地に接しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は水耕栽培等による野菜の生産販売を行う障害者福祉施設を建設し、障害者の就労支援を行うものです。以上の事から転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めまます。
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員から報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。8月22日午前9時50分頃から門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書16ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほどの場所で、延命寺の墓地の西側に隣接した集落の中に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買です。現在アパートで妻と二人で暮らしてまます。以前より住宅の建設を考えてまます。妻の実家に近く、将来の子育てや通勤の利便性を考慮し、この土地を取得して自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺は住宅が立ち並び、他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、</p>



	<p>転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。8月22日午前10時40分ごろから門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書17ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、共栄自治会館より南西方向に80mほど進んだ集落の中ほどに位置しています。周辺の状況は道路と住宅に囲まれた一角内にある農地を建売分譲住宅用地として申請したものです。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は、申請地周辺は静かで住宅地として魅力的であり、関越自動車本庄児玉インターチェンジにアクセスしやすく大変良い立地条件が整った場所で申請に至ったものです。</p> <p>申請地は道路とブロック塀等に囲まれており、農地に接していないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお</p>

	いて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号5について宮部延一委員の報告をお願いいたします。
宮部延一委員	<p>10番、宮部より報告させていただきます。8月20日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は児玉警察署から東に約100mに位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営んでおり、自ら土地を購入・分譲し、その後、建売住宅を販売する計画となっております。申請地には住宅10棟が建設予定となっております。</p> <p>現地について調査しましたところ、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。8月22日午前9時30分頃から門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書19ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほどの場所で、延命寺の墓地の東側に隣接した集落の中に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買です。受人は現在賃貸住宅に住んでいます。子供が生まれ家族が増えたこ</p>

	<p>ともあり住宅の建設を考えていました。市街地や学校、高速道路のインターからも比較的近く最適な場所であると考え、この地を選定して自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺の状況は東側及び南側は住宅が立ち、西側は延命寺、北側は農地に接していますが状況を判断して他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7をご説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをご覧ください。5-7については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について田島敏包委員の報告をお願いいたします。
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。8月19日午前8時30分頃、宮部豊徳推進委員と現地調査を行いました。申請地の概要につきましては議案書20ページ地図を参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、第1種低層住居専用地域で医薬品の小売店舗から、南に約50mに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は市内のアパートに住んでおりましたが、同僚及び友人住環境等の変化をみますと近年マイホームへの意向が顕著にみられ、住宅建設を計画いたしました。申請地は現在の住まいから近く、周辺は住宅及び道路に面しており、最高の住環境と判断いたしました。周辺農地及び水路等に支障をきたす恐れはないと思ひます。以上のことから、転用にあたっては特に問題なしと拝察いたします。委員各位のご理解ある判断を願ひます。以上。</p>
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号8をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南三丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅

	<p>用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、21ページをご覧ください。5-8については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、田島敏包委員から報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。8月19日午前8時、宮部豊徳推進委員と現地調査を行いました。申請地の概要については議案書21ページ地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、第1種低層住居専用地域で桃花木公園の南側に位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在市外のアパートに家族で居住しており、住宅建設を長年考えておりました。色々な物件を物色しておりましたが、地権者のご理解をいただき住宅を建設できる運びとなりました。申請地は学校及び商業施設に近く、主要道路へのアクセスが良好で今後生活を送るうえで最良の土地と考えます。なお、近隣の農地等に支障をきたす恐れなしと拝察いたしました。以上のことから、転用許可は妥当と思われま。委員各位のご理解ある判断を願います。以上です。</p>
議長	<p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。用途地域は、指定なしです。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをご覧ください。5-9については、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口」いわゆるインターチェンジから300m以内に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>

議長	整理番号9について、岡芹委員から報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番、岡芹より報告させていただきます。8月22日午前9時頃、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書22ページ5-9地図をご覧ください。</p> <p>申請地は関越インターチェンジ北交差点から、南西すぐのところに位置しております。受人が事業を展開する高齢者福祉施設のすぐ南側に隣接しております。恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は駐車場の敷地拡張となります。受人は申請地の北側で高齢者福祉施設を営んでおり、事業の拡張に伴い定員が120名になる予定です。</p> <p>現在の従業員と来客用の駐車場は、今ある駐車場では足りず敷地内の空いているスペースに駐車しています。日中は来所者などの車の頻繁な出入りで危険な状態であることと、事業の拡張にともなって従業員の増員が見込まれることから、申請地を新たに従業員専用駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号10をご説明いたしますので、13ページをご覧ください。整理番号10につきましては、さきほどの第40号議案においてご承認をいただきました整理番号2の案件となります。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、23ページをご覧ください。5-10については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号10について、永尾委員から報告をお願いいたします。

永尾委員	<p>11番、永尾より報告させていただきます。8月20日午前8時頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書23ページ5-10の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉高校から北西約350mに位置し、現況は休耕田となっております。恐れ入ります、議案書13ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在借家で家族4人と生活しています。自己用住宅建設地を探していたところ、申請地が住環境が整っており、現在の住まいからも近いことから今回の申請に至りました。転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号10までの説明及び報告に対しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号10について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第37号から報告第42号までを、順番に事務局よりお願いいたします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第37号をご説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。</p> <p>報告第37号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、25ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第38号をご説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>報告第38号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、27ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合</p>

は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第39号をご説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。

報告第39号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したので報告いたします。

届出内容については、29ページ及び30ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第40号をご説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。

報告第40号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。

報告書の提出件数は、2件で、その報告書が32ページから41ページまでのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。

続きまして、報告第41号をご説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。

報告第41号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、報告いたします。

通知内容については、43ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、6件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第42号をご説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。

報告第42号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地

	<p>法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について、専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、45ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第8回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p>



令和4年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年8月25日(木)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時55分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席	○		高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	欠席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	欠席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人